

しいのき迎賓館ギャラリーの使用の募集について

<令和9年度後期>

石川県政記念しいのき迎賓館の令和9年度後期ギャラリーの使用の募集を、次のとおり行います。

1 募集する使用の期間

今回、募集するギャラリーの使用期間は、次のとおりです。

・令和9年9月27日(月)～令和10年3月31日(金)の間

なお、ご使用は、しいのき迎賓館の企画展を含め運営委員会の審査により決定されます。この審査の結果、利用不可となることやご希望以外の期間への調整をさせていただくことがありますので、予めご了承ください。

2 使用対象施設

迎賓館1階にあるギャラリーA、Bの2室です。

<施設概要>

区 分	ギャラリー A	ギャラリー B
床面積	1 3 0 m ²	1 0 0 m ²
天井高	2 . 8 5 m	2 . 8 5 m
壁面	RC 水性ペイント塗	RC 水性ペイント塗
床	タイルカーペット	タイルカーペット

※ギャラリーの略図は別紙1のとおりです。

3 使用条件

(1)使用単位

ギャラリーA、Bのうちどちらか1室、又はギャラリーA、Bの2室同時使用も可能です。

(2)使用期間

使用期間は、月曜日から次の日曜日までの1会期を原則とします。ただし、運営委員会で認められた場合は引き続き4会期まで使用することができます。なお、この期間には設営日及び撤去日を含みます。

(3)使用時間

使用時間は、午前9時から午後9時までとします。(搬入・搬出時間を含む。)

4 使用のジャンル

絵画、彫塑、造形、デザイン、工芸、書、写真など特に芸術・文化の表現のジャンルを問いません。

5 使用料金

ギャラリーの使用料金は、次のとおりです。

なお、入場料等を徴収する場合、又は作品の販売等を目的とする場合は50%加算した料金となります。

区 分	ギャラリー A	ギャラリー B
1 日	<u>6, 280 円</u>	<u>4, 710 円</u>

※使用料金は、前納となっております。

6 使用手続きの流れ

(1) 使用予約申請書等の提出

使用予約申請書（別紙2）に展示内容の概要、団体の概要、活動履歴・受賞履歴、直近の展示会写真（会場全体（2枚程度）、作品（10枚程度））等の参考資料を添付して、(2)の申込期間内にご提出ください。

なお、写真については、データでの提出もお願いします。

送付先：info@shiinoki-geihinkan.jp

(2) 使用予約申請書等提出期間・方法

令和8年9月24日（木）から令和8年10月23日（金）の間に、しいのき迎賓館事務室に持参、又は書留郵便（令和8年10月23日（金）必着）でご提出ください。

(3) 使用予約申請書等の提出先

〒920-0962 石川県金沢市広坂2丁目1番1号

石川県政記念しいのき迎賓館 ギャラリー使用担当

(4) 内容審査

提出された使用予約申請書等により、運営審査委員会が展示内容等の審査を行います。

同じ使用期間に複数の使用希望があった場合には、公共性や芸術性、話題性、集客力等を総合的に判断して決定します。

なお、審査の結果についてのお問い合わせにはお答えできません。

(5) 使用内定通知

運営審査委員会の決定の後、使用の内定を通知します。

使用内定通知は、1月中旬頃に送付する予定としております。

(6) 使用申請及び使用承認

使用内定通知を受領後、使用申請書に必要事項を記入のうえ、原本を郵送、又はしいのき迎賓館事務室の窓口へ直接ご提出ください。使用申請書提出を確認後、使用承認書と使用料請求書をお送りします。

7 使用権の譲渡・転貸の禁止

使用者が使用の権利を譲渡又は転貸することはできません。

8 施設等の変更禁止

使用者が施設等に特別の設備を設置し、又は変更を加えることはできません。

9 備品の貸出

展示台やスポットライトなど貸出できる備品は別紙3のとおりです。

10 使用承認の取消

(1) 次の事項に該当する場合は、使用承認の取消、又は使用の制限、若しくは使用を停止することがあります。

- ① 建物及び設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- ② 施設の特性を損なう音量、臭いを伴う内容のとき。
- ③ 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ④ 使用の申請に虚偽があったとき、又は申請と著しく異なった内容での使用があったとき。
- ⑤ 石川県政記念しいのき迎賓館条例又は施行規則に違反したとき。
- ⑥ しいのき迎賓館の指示に従わないとき。
- ⑦ その他、しいのき迎賓館の管理上支障があると認めたとき。

(2) 使用承認後に使用者が使用の取消をする場合は、速やかに文書で届け出てください。

11 原状回復義務

使用者は、使用したギャラリーを原状回復するものとします。

12 損害賠償

使用者がしいのき迎賓館に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。

令和 年 月 日

石川県政記念しいのき迎賓館指定管理者 宛

ギャラリー利用予約申請書

下記のとおりギャラリーを使用したいので申請します。

申請者 (主催者)	ふりがな 団 体 名			
	ふりがな 代表者氏名			
	住 所	〒 電話() -		
展示会名				
展示の内容				
使用期間	第1希望	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日() うち、催物の開催期間 令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()		
	第2希望	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日() うち、催物の開催期間 令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()		
	第3希望	令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日() うち、催物の開催期間 令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()		
使用施設		1 ギャラリーA 2 ギャラリーB (いずれかに○をつけてください。) 3 ギャラリーA及びB		
入場料徴収		1 有(円) 2 無	作品の販売	1 有 2 無
担当者		住所 〒 氏名 電話() - FAX () - mail : _____		

※展示の概要、団体の概要、活動履歴、展示会開催実績・入場者数、写真(会場全体、作品)等を参考資料として添付してください。必要に応じて、追加の資料を提出していただきます。